

インテリジャパン株式会社(以下「インテリジャパン」という)は、お客様が、この IJCAD ソフトウェア使用許諾契約書(以下「本契約」という)に同意する場合に限り、IJCAD ソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。お客様は、本ソフトウェアの全部もしくは一部をインストールその他の方法で複製または使用することにより、本契約の成立に同意したものとみなされます。

1. 定義

本契約書における用語の意味は次の通りとします。

- (1)お客様とは、有償／無償を問わず、本ソフトウェアを取得し、利用する個人または法人を言います。
- (2)インストールとは、本ソフトウェアを利用するコンピュータまたは当該コンピュータがアクセス可能なサーバーのハードディスクその他の記録媒体上に本ソフトウェアを複製し、利用可能にすることを言います。
- (3)本ソフトウェアとは、IJCAD ソフトウェアのコンピュータプログラムを言います。
- (4)付随ドキュメントとは、本ソフトウェアのアクティベーションコード、取扱説明書、仕様書その他本ソフトウェアに関連する印刷形式または電子形式の資料を言います。
- (5)マテリアルとは、本ソフトウェアに関連して、本ソフトウェアとは別に供給されるフォント、プログラム、モジュール、コンポーネント、テンプレート、サンプル等を言います。

2. 著作権

- (1)本ソフトウェアに関する全ての著作権については、インテリジャパンが管理しており、使用許諾を与える権限を有しています。
- (2)本契約で許可されている場合を除いて、本ソフトウェア、付随ドキュメント、およびマテリアルを複製、改変等することは著作権の侵害となり、インテリジャパンに対して損害賠償責任を負い、刑罰が科されることがあります。

3. 使用許諾

- (1)インテリジャパンはお客様に対して、本ソフトウェア、付随ドキュメント及びマテリアルについて、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能な使用権を許諾します。本ソフトウェアを、仮想コンピュータ上で利用することはできません。また、本ソフトウェアをリモートアクセスにより利用することはできません。
- (2)使用権の内容は次の通りといたします。

A. 期間限定ライセンス(IJCAD サブスクリプション)

IJCAD サブスクリプションを購入いただいた期間に限り使用権を許諾いたします。IJCAD サブスクリプションを購入されていない状況(それぞれの有効期間満了後を含む)での本ソフトウェアの利用は許諾されません。シングル版、マルチ版、USB プロテクト版、ネットワークライセンス版のいずれかを選択してご契約いただけます。一つのアカウントを複数の利用者で共有することは許諾されません。いずれかのコンピュータに本ソフトウェアをインストールした時点でメンテナンス・サブスクリプションにも同意したものとみなされます。

a) シングル版:

任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして、認証を受けることにより本ソフトウェアを利用することができます。一つのアカウントを複数の利用者で共有することは許諾されません。ただし、ライセンスの貸し出し機能により利用できるパソコンを固定する場合は、この限りではありません。

b) マルチ版:

購入したライセンス数の5倍まで(特別版の購入により5倍以上の利用者に利用権限付与が可能)の利用者に対して、本ソフトウェアを利用する権限を与えることができます。それぞれの利用者は、任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストールして、認証を受けることにより本ソフトウェアを利用することができます。ただし、同時に利用できる利用者数は購入したライセンス数までとなります。なお、一つのアカウントを複数の利用者で共有することは許諾されませんが、ライセンスの貸し出し機能により利用できるパソコンを固定する場合は、この限りではありません。

c) USB プロテクト版:

複数の任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストールし、USB プロテクトを装着して使用することができます。

d) ネットワークライセンス版:

複数の任意のコンピュータに本ソフトウェアをインストール及びサーバーにライセンス管理プログラムをインストールすることで、そのサーバーに接続された複数の任意のコンピュータで、購入されたライセンス数を上限として同時に使用することができます。なお、付随ドキュメントに記載された正規の手順以外でインストールファイルのバックアップコピ

一をとることは、許諾されません。

B. サードパーティー(アドオンアプリケーションソフトウェア開発会社)向け永久ライセンス

IJCAD にアドオンするアプリケーションソフトウェアを開発し、IJCAD と一緒に又は単独でそのアプリケーションソフトウェアを販売する企業向けの製品です。この製品は、初年度メンテナンス・サブスクリプションの購入が必須ですが、次年度以降については任意となります。また、利用できる IJCAD のバージョンは、購入した時点のバージョン及び過去 2バージョンとなります。また、この製品をアプリケーションソフトウェア搭載せず、単独で利用することは許諾されません。ライセンス形態は、USBプロテクタ版のSTDとPROのグレードのみとなります。

C. 自治体向け永久ライセンス:

提供されるライセンス方式は USB プロテクタ版のみで、期間制限のない使用権を許諾いたします。ただし、本ソフトウェアを利用するためには、別途メンテナンス・サブスクリプションの購入が必須となります。メンテナンス・サブスクリプションを購入されていない状況(メンテナンス・サブスクリプションの有効期間満了後を含む)での本ソフトウェアの利用は許諾されません。また、永久ライセンスは、本ソフトウェアの使用に必要となるアクティベーションコード等の再発行などを保証するものではありません。また、購入後に発行される本ソフトウェアの全てのバージョンについての使用権を許諾するものでもありません。

(3)本契約に基づく使用許諾は、本ソフトウェア、付随ドキュメントおよびマテリアルについて、著作権、特許権、商標権、営業秘密その他の知的財産の譲渡を意味するものではありません。

4.LT 版の利用制限

本ソフトウェアの LT 版では、カスタマイズプログラムをロードして利用することは許諾されません。

5.体験版の利用制限

本ソフトウェアの体験版では、試用期間を超過している場合に、カスタマイズプログラムをロードして利用することは許諾されません。

6.使用権の譲渡制限

お客様は、インテリジャパンの書面による承諾を得なければ、本ソフトウェアの使用権を第三者に対して譲渡、移転、または再使用権の設定を行うことはできません。本ソフトウェア、付随ドキュメントまたはマテリアルの内容の一部もしくは全部を第三者に譲渡または移転することはできません。

7.リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様は、本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。

8.レンタル/商用ホスティング等の禁止

お客様は、インテリジャパンの書面による事前の承認なしに、本ソフトウェアを第三者に対してレンタル、リースまたは貸与、本ソフトウェアを使用してホスティングサービスを提供することはできません。また、本ソフトウェアをインターネットサーバー等にインストールし、インターネットを介して配信または使用すること(Web ホスティング、ASP その他の類似のサービスに接続して使用することも含む)は、できません。

9.インテリジャパンの保証の範囲

(1)インテリジャパンは、本契約の締結日から 30 日に限り、本ソフトウェアを格納するメディアに物理的な欠陥があった場合、当該メディアを無料交換いたします。

(2)インテリジャパンは、本ソフトウェアおよびマテリアルがお客様の特定の使用目的、性能、精度に合致し、また、いかなる場合でもその実行に誤りがないことを保証するものではありません。

(3)インテリジャパンは、本ソフトウェアが付随ドキュメントに記載された通りに動作することを保証するものではありません。

(4)インテリジャパンは、本ソフトウェアおよびマテリアルに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、何らの補償もいたしません。

(5)インテリジャパンは、本ソフトウェアの利用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、一切その責任を負いません。

(6)インテリジャパンの責任は、本条(1)項に規定された保証のみに限定されるものとし、本ソフトウェアおよびマテリアルを使用することにより生じたいかなる損害についてもその責は負いません。

(7)インテリジャパンが損害賠償責任を負う場合、その金額は、ライセンシーが支払ったまたは支払うべき金額を超えないものとします。

10. 契約の解約

インテリジャパンは、お客様が本契約に定める事項に違反し催告後相当の期間を経過しても改善されないとき、またはお客様において本契約を継続しがたい重大な事由があるときは、お客様に対し、何等の事前の通知なしに直ちに本契約を解約できるものとします。

11. 契約終了時の措置

本契約が解約された場合またはその他の事由により本契約が終了した場合、お客様は本契約が終了した日より10日以内に本ソフトウェアをアンインストールし、本ソフトウェア、そのデータ、マテリアルを格納した媒体及び付随ドキュメント、並びにそれらの複製物を全て廃棄するものとします。

12. 一般条項

本契約のいずれかの条項又はその一部が法令により無効となった場合でも、その他の条項は、有効に存続するものとします。

13. 準拠法および言語

本契約は日本法を準拠法とし、日本語を正本とする。英語版は参考であり、日本語版と英語版に矛盾抵触がある場合、日本語版が優先されるものとします。

14. 仲裁条項

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は東京(日本)とする。

インテリジャパン株式会社